定　款

ネイス株式会社

定款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、ネイス株式会社と称し、英文では NEIS Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 教育事業
2. 体操教室、学習塾、幼児学習教室の企画、経営
3. 各種イベントの企画、制作、運営、管理
4. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
5. 教室運営等に関する指導事業
6. フランチャイズ事業
7. 衣料雑貨品の企画、販売
8. スポーツ用器具等の企画、販売、レンタル事業
9. 食料品の企画、販売
10. 旅行業法に基づく旅行業
11. 旅行業法に基づく旅行業者代理業
12. 旅行業法に基づく旅行サービス手配業
13. 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関の設置）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、16,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 12 条　当会社は、毎年８月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告

して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章　取締役、及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は、7 名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代って招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経る

ことなく開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 27 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第５章　監査役、及び監査役会

（監査役の員数）

第 31 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任及び解任）

第 32 条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 33 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 34 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 35 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 37 条　監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、法令で定めるところにより議事録を作成し、 出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

（監査役会規則）

第 38 条　監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第 39 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（監査役の責任免除）

第 40 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第 41 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 42 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 43 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）

第 44 条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までとする。

（剰余金の配当等）

第 45 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月 31 日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 46 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年２月末日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 47 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2　未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。